

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 11 月 13 日

第一管区海上保安本部長

石崎 憲寛（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
北海道開発局網走開発建設部紋別港湾事務所
北海道紋別市新港町 2 丁目 28 番 2 号
第一管区海上保安本部
北海道小樽市港町 5 番 2 号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
(1) 区 域 紋別港（付図参照）
(2) 期 間 令和 7 年 11 月 14 日から
令和 8 年 1 月 14 日までのうち 2 日間
- 3 水路測量の実施方法
GNSS による測位、音響測深機による測深等
- 4 航行船舶に対する安全措置
(1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識（白紅白のえん尾旗）を掲揚
(2) 一管区水路通報に掲載

付図

